

補償の内容

【保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合】

ゴルファー保険(月額プラン)は、ゴルフのプレー中または練習中の事故を対象とするもので、ゴルファー自身の傷害のほか、他人に対する賠償責任、ゴルフ用品の盗難、ゴルフクラブの破損、ホールインワン・アルバトロス費用等を補償するプランです。

(注1)ゴルファー保険(月額プラン)では、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは補償の対象となりません。

(注2)保険責任開始時より前に発生した事故による傷害・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

ゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に、急激かつ偶然な外来の事故により被保険者自身がケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 (ケガ)	死亡 保険金	事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいい
	後遺障害 保険金	事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の 4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度額とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合 (4%～100%)	
	入院 保険金	入院された場合、入院日数に対し 180 日を限度として、1 日につき入院保険金日額をお支払いします。	

	入院保険金の額＝入院保険金日額 × 入院日数(180 日限度)	ます。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
手術保険金	ケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1 事故につき1 回の手術にかぎります。 なお、1 事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) ＜入院中に受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額 × 10(倍) ＜外来で受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額 × 5(倍) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	
通院保険金	通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて 1,000 日以内の通院日数に対し、90 日を限度として、1 日につき通院保険金日額をお支払いします。 ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額 × 通院日数(事故の発生の日から 1,000 日以内の 90 日限度) (注 1)通院されない場合であっても、骨折、	

	脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとはみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注 2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	
ゴルフ賠償責任 (注)	ゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に発生した偶然な事故により、他人(キャディを含みます。)にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 (注1)法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、相手の方に支払われた賠償金等はお支払いの対象となりません。 (注2)お支払いする保険金は適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。 (注3)ご設定された被保険者が未成年者または責任無能力者の場合、記名被保険者に関する事故にかぎり、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎります。)についても被保険者となります。	①故意によって生じた賠償責任 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任 ③地震、噴火またはこれらによる津波に起因する賠償責任 ④被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する方に対して負担する賠償責任(※) ⑥自動車の所有、使用または管理に起因する賠償責任(※) ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など (※)ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。なお、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの損壊による賠償責任の場合、ゴルフカートに存在する欠陥、磨滅、腐しよく、さびその他の自然消耗または故障損害に対しては保険金をお支払いできません。
ゴルフ用品 (注)	ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品について次の①または②の事由により生じた損	①故意または重大な過失によって生じた損害

	害に対して、時価(※)を基準に算出した損害の額をお支払いします。 ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。 ①ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合にかぎります。) ②ゴルフクラブの破損または曲損 (※)「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な額から使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。 (注)ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損または曲損は、保険金お支払いの対象となりません。	②自然の消耗または性質による変質その他類似の事由によって生じた損害 ③置き忘れまたは紛失によって生じた損害 ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害 ⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた損害 ⑥ゴルフボールのみの盗難によって生じた損害 など
ホールインワン・アルバトロス費用 (注)	日本国内にあるゴルフ場(※1)においてゴルフ競技(※2)中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。 ①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。) ②祝賀会費用(※3) ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。) (※1)この特約における「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (※2)この特約における「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有	①ゴルフ場の経営者または使用人(臨時雇いを含みます。)がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス ②ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルバトロス ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス など

無は問いません。)、基準打数(パー)35 以上の 9 ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35 以上の 9 ホール(ハーフ)を含む 18 ホールを正規にラウンドすることをいいます。
(※3)「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から 3 か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から 1 年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。

(注 1)ホールインワン・アルバトロス費用は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。))。

(注 2)ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

★ご注意ください！

キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎりお支払いの対象となります。

①そのゴルフ場の使用人が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合

②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合

③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時、場所、ゴルファーの個別確認等が可能なもので、第 1 打からボールがホール(球孔)に入るまで連続した映像のものに

	かぎります。)が提出できる場合 ④同伴競技者以外の第三者(※)が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 (※)例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。	
--	---	--

(注)補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の可否をご判断ください(※2)。

(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1 契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (注)ホールインワン・アルバトロス費用補償特約における「ゴルフ場」の定義については、ホールインワン・アルバトロス費用の補償内容をご確認ください。
ゴルフ場敷地内	囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部

	分を除きます。
ゴルフ用品	ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。 ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。
目撃	ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数(パー)より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
傷害 (ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 ・急激とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・偶然とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・外来とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

重要事項等説明書

2023 年 8 月

※必ずお読みください

「ゴルファー保険」 ご加入に対して特にご注意いただきたいこと (注意喚起情報のご説明)

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本内容は概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、損保ジャパン「ソフトバンクかんたん保険」お問い合わせセンターまでお問い合わせください。ご加入者ご本人以外の被保険者にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご加入内容をお知らせください。

(1)クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

(2) ご加入時における注意事項(告知義務等)

ご加入の際は、入力内容に間違いがないか十分ご確認ください。

「ご加入にあたっての確認・同意」画面にご入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

ご加入者または被保険者(保険の対象となる方)には、告知事項(注)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(注)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、ご加入時に質問事項として損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。

★他の保険契約等(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、ゴルファー保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。告知事項について、事実を回答されなかった場合または事実と異なることを回答された場合は、保険加入を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

(3)保険申込みの成立

お申し込み後、「ソフトバンクまとめて支払い お支払いの確認」画面に遷移します。

ご決済手続きを行っていただき、「ご加入完了」の画面が表示された時点で契約は成立します。

(4)保険申込み成立の加入者証について

保険申込み成立に関しては契約に関する証券の発送はしません。保険申込み成立に関して、「ご加入完了」画面上に加入者証が表示されます。

また、保険申込み成立に関し「申込登録完了通知」メールが届きます。また「ご加入状況・解約」画面から加入者証のご確認ができます。

(5)死亡保険金受取人の指定について

死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を定めることはできません。

(6) ご加入後における留意事項(通知義務等)

①住所または通知先を変更される場合

本保険は「ソフトバンクかんたん保険利用規約」および「お客様情報の取扱い」および「勧誘方針」に定めるとおり、保険加入時の加入者の回線契約の個人情報とを反映させています。

住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく損保ジャパン「ソフトバンクかんたん保険」お問い合わせセンターまでご通知ください。

ご通知がない場合、重要なお知らせやご案内ができないことになります。

②ご加入内容の変更を希望される場合

本保険は所定のプランのみにご加入いただける商品です。

保険期間中に、ご加入の目的をご変更される場合は、保険プランを解約して新しい保険プランにご加入いただくことになります。

(注)ホールインワン・アルバトロス費用は、ゴルフの競技または指導を職業・職務として行うこととなったときは、その方が行ったホールインワンまたはアルバトロスに対しては保険金をお支払いできま

せんで、ご留意ください。

③保険の解約(中途脱退)について

「ご加入状況・解約」画面より、本保険をご解約することができます。また、損保ジャパン「ソフトバンクかんたん保険」お問い合わせセンターでも受け付けできます。

＜被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について＞

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

④重大事由による解除等

保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合やご加入者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご加入を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

⑤他の身体障害または疾病の影響

すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

(7)通信トラブル等による責任について

当社および引受保険会社の責によらない通信手段、端末障害等により、保険申込み手続きが遅延もしくは不能となったために生じた損害または通信経路での盗聴等により、保険契約情報、保険料支払情報等が漏えいしたために生じた損害については、当社および損保ジャパンは責任を負いません。

(8)その他(通信環境、接続料金について)

○通信環境

電波(通信状況)の安定した場所にてご利用ください。通信状況により、保険申込み成立画面以前に接続が切れてしまった場合は、保険申込みが成立していませんので最初からやり直してください。

○接続料金

接続料(パケット使用料、通信費)はご加入者さまのご負担となります。

(9)責任開始期(保険の補償が開始される時期)

ご加入手続きが完了した翌日午前 0 時から始まり、満了日は 2024 年 8 月 1 日午後 4 時までです。

保険満了日以降もご継続いただく場合、保険責任開始は 2024 年 8 月 1 日午後 4 時から保険責任が始まります。

(10)事故がおきた場合の取扱い

- ・ 事故が発生した場合(ホールインワン・アルバトロス費用補償については、ホールインワンまたはアルバトロスを行った場合)は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。(電話番号等は「My SoftBank」内の「事故時・保険金請求連絡先」か、お申込み手続き完了後の「申込登録完了通知」メールおよび加入者証にリンクしている事故時・保険金請求連絡先画面に記

載しています。)事故の発生の日からその日を含めて 30 日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

- ・被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

(注)ゴルフ賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合には示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など
- ・ゴルフ用品の損害の場合は、修理前に損保ジャパンにご相談ください。なお、ゴルフ用品の盗難の場合は、警察署に届け出ていただく必要があります。
- ・保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類		必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など

⑦	損保ジャパンが支払うべき 保険金の額を算出するた めの書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など
---	-------------------------------------	---------------------------------

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注 1)事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注 2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- ・ 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて 30 日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ・ ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- ・ ホールインワン・アルバトロス費用保険金の請求に際して、以下の証明書類の提出が必要となります。

1. 証明書

同伴競技者 1 名^(※1)、補助者としてついたゴルフ場所属のキャディ 1 名^(※2)およびゴルフ場責任者の署名・捺印をした損保ジャパン所定の証明書

2. 費用支払を証明する書類

3. アテスト済のスコアカード(写)

その他必要書類については、損保ジャパンよりその都度連絡させていただきます。

(※1)ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、同伴競技者 1 名の署名・捺印は不要です。

(※2)ゴルフ場所属のキャディを補助者として使用しなかった場合は、①～③のいずれかの方に損保ジャパン所定の証明書に署名・捺印をいただくか、もしくは④を提出いただく必要があります。

① 被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃したゴルフ場従業員^(※3)

② 被保険者が会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技で、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃したその公式競技の参加者または競技委員

③ 同伴競技者以外の第三者^(※4)が被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃している場合はその第三者

④ ビデオ映像(ビデオ撮影の日時、場所、ゴルファーの個別確認が可能なもので、第 1 打からボールがホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎります。)

(※3)そのゴルフ場に直接雇用されている従業員、パート・アルバイトまたは派遣社員のことをいいます。

(※4)例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。

(11)保険金をお支払いできない主な場合

詳細は普通保険約款および各特約の補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

(12)解約と解約返れい金等

「ご加入状況・解約」画面より、本保険をご解約することができます。解約をお申し出された場合、解約のお申し出をいただいた日の属する月の末日をもって保険期間は終了します。ただし、解約のお申し出をされた日が末日だった場合、解約のお申し出をいただいた日の属する月の翌月末日をもって保険期間は終了します。なお、本保険の解約返れい金はありません。

- ・ 通信サービスの契約の解約、名義変更、電話番号保管サービスのご利用開始、ソフトバンクまとめて支払いの解除などを行われた場合、その月末をもって保険期間は終了します。
- ・ 保険料相当額をお支払いいただけない場合、保険のご加入を解除することがございます。その場合、損保ジャパンからの保険金のお支払いはされません。

(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするケガによって被保険者が死亡された場合において、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、損保ジャパン「ソフトバンクかんたん保険」お問い合わせセンターまでお問い合わせください。

(13)継続契約について

保険満期日(2024 年 8 月 1 日)を迎える際のお手続きは、満期の前に、メールにてご案内します。ご更新後の保険料は、普通保険約款・特約、保険料率等を改定した場合、更新前と異なる場合があります。あらかじめご了承ください。

以下の場合、本保険の自動更新ができなくなりますのであらかじめご了承ください。

- ・ 保険金請求の頻度などによっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがございます。
- ・ 被保険者(保険の対象となる方)のご年齢が、更新後の保険期間の開始日時時点で満 70 歳以上となった場合。

(14)保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

(1) 保険期間が 1 年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の 8 割まで(ただし、破綻時から 3 か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

(2) 保険期間が 1 年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の 9 割(注)までが補償されます。

(注)保険期間が 5 年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約につ

いては、追加で引き下げとなることがあります。

(15)個人情報の取扱いに関する事項

保険契約者であるソフトバンク株式会社は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。また、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。申込者（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。

公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ

（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

お問い合わせ窓口:

損害保険ジャパン カスタマーセンター

TEL 0120-888-089

平日:午前9時～午後8時、土日祝日:午前9時～午後5時(12月31日～1月3日は休業)

ご加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

損保ジャパンへの相談・苦情・お問い合わせは、下記までご連絡ください。

お問い合わせ内容について、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

□ご加入内容に関するご相談、お問い合わせや解約のお申し出等
損保ジャパン「ソフトバンクかんたん保険」お問い合わせセンター
TEL 0120-066-411

平日：午前 9 時～午後 5 時（12 月 31 日～1 月 3 日は休業）

□事故のご連絡
損保ジャパン・事故サポートセンター
TEL 0120-778-177
24 時間 365 日受付

□指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター
（ナビダイヤル）0570-022808 <通話料有料>

<受付時間>

平日：午前 9 時 15 分から午後 5 時まで

（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

[\(https://www.sonpo.or.jp/\)](https://www.sonpo.or.jp/)、

※取扱代理店であるソフトバンク株式会社は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、当社にご加入いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

（SJ23-02602 2023 年 6 月 2 日）